

公告第 3 2 号

いすみ市普通財産売却入札公告

いすみ市普通財産売却に係る一般競争入札の実施について
地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 1 日

いすみ市長 太 田 洋

【入札物件】

第 1 一般競争入札に付する市所有のヤシの木は、次のとおりとする。

所在地	いすみ市役所夷隅庁舎 いすみ市国府台 1524 番地 1		
ヤシの木	地番	種類	重さ
	いすみ市国府台 1524 番地 1	カナリーヤシ	推定 6 トン

- (1) 入札物件については事前に必ず入札者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (2) 入札物件の引渡しは、全て現状有姿で行います。
- (3) 引渡し後の入札物件に、数量の不足等契約の内容に適合しない内容が発見されても、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 移転等に係る一切の費用は買受者負担となります。
- (5) 予定価格（最低売却価格）
50,000 円（税抜き）

【入札に参加する者に必要な資格】

第 2 入札の参加者となることができるのは、個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。（いすみ市在住者以外でも参加できます）

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること、又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 地方自治法第 239 条 2 項に規定する物件に関する事務に従事する職員
 - (6) 所在市町村税を滞納している者
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及び不当行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定するそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者
 - (8) 前 2 号に掲げる者から委託を受けた者
 - (9) 国内に在住していない者
 - (10) 日本語を完全に理解できない者

【契約上の主な特約】

第 3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

- (1) 入札物件を不当行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- (2) 入札物件の所有権を第三者に移転する場合には、買主は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めに反する使用をさせてはならない。
- (3) 入札物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して 第 1 号の定めに反する使用をさせてはならない。
 - 2 前項について、本市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとし、買主及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
 - 3 第 1 項に違反したときは売買代金の 100 分の 30 の額を違約金としていすみ市に支払わなければならない。なお、違約金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 4 入札物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

【入札参加申込み】

第 4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に普通財産売却一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）を提出して所定の手続きをしなければならない。申込書類は返却しないものとする。

2 必要な書類を財政課窓口を持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送については書留郵便等、記録が残る方法で送付すること（受付期間内に届かない場合は無効）

(1) 受付期間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月29日（木）まで

（ただし、土日祝日を除く）

(2) 受付時間 9時から16時

(3) 提出書類

ア 個人の場合

(ア) 普通財産売却一般競争入札参加申込書（様式第1号・印鑑登録証明書の印で押印のこと）

(イ) 住民票（発行後1箇月以内のもの）

(ウ) 印鑑登録証明書（発行後1箇月以内のもの）

(エ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、直近2か年の所在市町村税の未納のない証明）

(オ) 誓約書（様式第2号）

(カ) 同意書（様式第3号・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

イ 法人の場合

(ア) 普通財産売却一般競争入札参加申込書（様式第1号・印鑑証明書の印で押印のこと）

(イ) 履歴事項全部証明書（発行後1箇月以内のもの）

(ウ) 印鑑証明書（発行後1箇月以内のもの）

(エ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、直近2か年の所在市町村税の未納のない証明）

(オ) 誓約書（様式第2号）

※ 提出した書類は返却しない。

※ 受付期間内に全ての書類を提出するものとし、期間は厳守とする。

(4) 受付場所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

（郵送は 〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1 いすみ市役所財政課 宛）

【入札物件公開の期間】

第5 入札物件公開は、次の期間において行う。

(1) 期 間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月29日（木）まで

（ただし、土日祝日を除く）9時から16時

入札物件の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を財政課へ連絡すること。電話での入札物件に関する質問は一切応じかねますので、予めご了承ください。

（いすみ市役所財政課：0470-62-1216）

【入札書受付期間及び場所】

第6 入札の受付は、次の期間、場所において行う。必要な書類を財政課窓口を持参又は郵送により提出すること。郵送については書留郵便等、記録が残る方法で送付すること（期間内に届かない場合は無効）

(1) 期 間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月29日（木）まで

（ただし、土日祝日を除く）9時から16時

(2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

（郵送は 〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1 いすみ市役所財政課 宛）

【入札の方法】

第7 入札は、入札用封筒に入札書（様式第4号）を入れ、封かんして提出（郵送）すること。

- 2 参加申込人の身分証明書（運転免許証等）コピーを窓口を持参すること。（郵送の場合は、参加申込人の身分証明書コピーを添付すること。封かんした入札書には身分証明書を入れないこと）
- 3 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 代理人が入札書を提出するときは、入札書提出前に委任状（様式第5号）及び参加申込人の身分証明書（運転免許証等）のコピー、代理人の身分証明書（運転免許証等）を提出すること。

【入札書の記入方法】

第8 入札書には、入札金額、入札者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）の印を押さなければならない。

2 入札金額は、算用数字を用いて表示しなければならない。

3 入札金額は、見積もった契約希望代金の110分の100に相当する額とすること。

（消費税及び地方消費税を抜いた額とすること。）なお実際の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額となる。

【入札無効に関する事項】

第9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者の行った入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書記載の金額を訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認できないもの
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一事項に対して2通以上の入札を行ったもの

- (6) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札
- (7) 入札の際、談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (8) ファックス、電子メール等による入札
- (9) 前各号に掲げるもののほかいすみ市財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札

【開札】

第10 開札は、入札会場において行う。

- (1) 日 時 令和7年5月30日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 3階302会議室

※開札の立ち会い希望者は、5月29日(木) 16時までに財政課へ連絡すること。
(いすみ市役所財政課：0470-62-1216)

【落札者の決定】

- 第11 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- 2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとし、くじ引きは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。該当者が入札会場にいるときは、その該当者がくじ引きを行う。
 - 3 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名(法人にあってはその名称)及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

【入札の変更等】

- 第12 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

【入札保証金及び契約保証金】

- 第13 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

【契約の締結】

- 第14 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内(ただし、土日祝日を除く)に、売買契約書をいすみ市財政課に提出して契約を締結しなければならない。
- 2 落札者は、契約締結の日から14日以内に契約代金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。なお実際の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額となる。
 - 3 落札者は、物件引渡しの完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

- 4 落札者は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
- 5 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、かつ、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

【契約の解除】

第15 契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

【所有権の移転】

第16 所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。

【物件引渡し】

第17 物件引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期限 令和7年7月31日（木）
- (2) 場所 いすみ市役所夷隅庁舎（いすみ市国府台1524番地1）
 - 2 契約者（落札者）は前号に定める引渡期限までに、物件の移転を完了しなくてはならない。

【その他】

第18 この公告に定めのない事項については、いすみ市財務規則によるものとする。

- 2 物件引き渡し時に受領書を提出すること。

【問合せ先】

いすみ市役所 財政課 管財班

電話：0470-62-1216